

猪名川町制施行70周年記念ロゴマークとキャッチフレーズロゴの使用方法（イメージ）

<p>非営利目的</p>	<p>個人使用者：届出不要・使用OK（使用要綱第3条に該当しないこと）</p> <p>団体使用者：使用届出書（様式第1号）を提出すれば使用OK</p> <p>※場合によっては使用方法を町と調整します。また町から使用の停止を求めることがあります。</p>
<p>営利目的</p>	<p>猪名川町制施行70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴ</p> <p>営利使用申請書（様式第2号）と添付資料の提出</p> <p>承認後、使用OK（最長令和8年3月31日まで）</p>

「営利」「非営利」の仕分け

<p>非営利</p>	<p>無料で配布するもの。</p> <p>・名刺 ・販売促進グッズ ・チラシ ・包装紙 ・ビニール袋 など</p> <p>※ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴをメインデザインとしたものでも、無料配布するものであれば非営利に含まれます。</p>
<p>営 利</p>	<p>ロゴマーク及びキャッチフレーズロゴを使用した販売物品</p> <p>・商品 ・商品パッケージ ・Tシャツ ・バッグ など</p>